

2025年8月13日

各 位

会 社 名 日本コンセプト株式会社
代表者名 代表取締役社長 松 元 孝 義
(コード番号：9386 東証プライム)
問合せ先 常 務 取 締 役 若園 三記生
(TEL. 03-3507-8812)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2025年10月上旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集する場合に必要な基準日の設定について、本日付で会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年8月28日（木曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 : 2025年8月28日（木曜日）
- (2) 公告日 : 2025年8月13日（水曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.n-concept.co.jp/ir/>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が2025年6月30日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社M（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び株式会社商船三井が所有する当社株式の全て（以下「本不応募合意株式」といいます。）を除きます。）を取得できなかった場合には、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であり、また、本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成することに合意しているとのことです。

つきましては、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催

する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定し次第改めてお知らせいたします。

他方、（i）本公開買付けが成立しなかった場合、又は、（ii）本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できた場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上